

第2章 武士の活躍と信仰



農民の闘いと高野杣



時代区分	旧石器・縄文・弥生時代
	古墳時代
	飛鳥・奈良・平安時代
	鎌倉・室町時代
	戦国・安土桃山時代
	江戸時代
	明治・大正・昭和(戦前)時代
昭和(戦後)・平成時代	

官省符荘の農民の訴状

高野山寺領荘園でもっとも古い中心的な荘園として官省符荘があります。この荘園は高野山の玄関口があり、全国の高野山寺領荘園の年貢などを集める場所でした、そして荘園支配の拠点として「高野政所」が存在しました。この強力な荘園であった官省符荘も南北朝時代という内乱の時代を過ぎた頃から、しだいに支配がゆらいでいき、遠方の荘園の年貢などを「高野政所」に集めるのが困難になりました。南北朝の内乱の時には地元の荘園ですら武士の権限が強まり、荘園内の武士も荘園領主に仕えながら、守護大名の被官(家来)にもなって、しだいに守護大名との関係を強めました。

官省符荘でも守護大名の権力を背景に土地調査を計画しましたが、なかなか実現することができませんでした。14世紀末に紀伊国の守護大名となっていた大内義弘の時代に、ようやく土地調査が実施できました。一方、荘園内に住む農民も、このころ生産力を高めて実力をつけていました。例えば、池の築造や管理なども鎌倉時代には荘園領主の手で行われていましたが、南北朝時代から室町時代にかけて、農民の手で行うようになり、村単位で責任をもって行動する体制もできてきました。

こういった時代背景の中で農民の手によって官省符荘の武士であった荘官の不正を告発して書かれたのが、1396(応永3)年の「官省符荘百姓等申状」というもので、荘園領主の高野山に45か条にわたって書かれています。告発された荘官は、武士団の中心となった「高野四荘官」と呼ばれた高坊氏、田所氏、亀岡氏、岡氏の四氏でした。告発状は片仮名が多く使われているとは言え、主要な文言には漢字を使うなど、鎌倉時代の「阿弋川荘上村百姓等片仮名書申状」と比べると表記上にはずいぶん違いがあります。しかし、約120年の開きがあるものの、告発した内容には共通したものを感じさせます。ただ、文字そのものはずいぶん書きなれた様子であることから、闘う農民の力量も高まっていたことがわかります。

この官省符荘の申状の内容を一部具体的に見ると、「荘官方が守護大名から課せられた京都への夫役を、今まで課せられたことがありませんでした。しかし、近年は村ごとに高坊殿と亀岡殿が京都へ上がるたびに課せられるので、田畑耕作にも差し支えが出てきて、高野山への夫役へも困難となってきています」などと、荘官を告発する一方で高野山の出方をうかがうような表現が所々みられます。荘官の館の堀を掘ったり塀を塗るなどに動員すること、荘官屋敷の上棟式に村ごとに酒を押し売りすること、荘園の祭りの時に猿楽などの見物席を設けて見物料を強要すること、村落の住民に種々名目を付けて税を取ること、用水が必要な時に荘官が勝手に自分の田に水を引くので他の水田が干上がってしまうことなど、荘官の圧迫を種々告発しています。

この「百姓申状」が書かれたのは、1396年の6月です。この年は1394年11月から始まった荘園の土地調査が完了する時期にあたります。農民もこの土地調査に協力し、これを歓迎していたことは、この申状の中に、「この調査が終われば、荘園の諸事が昔のように改められると聞いているので、百姓は安心してい



高野枡 (かつらぎ町教育委員会保管)

ます。荘官たちがしているひどいことを止めさせていただければ、高野山のためにもめでたいことだと思います」などと記しるされていることからわかります。荘園内の土地調査は、すべての人々の協力が必要でした。

高野枡の制定

「百姓申状」には、農民の要求として、「枡ますのことは、昔のように高野山上に置く分と、荘園の現地に置く分と一つずつ、高野山側の責任者の花押かおうを入れて決めて下さい」とあります。この要求に

従って作成された枡が現存していますから、農民の活動の成果があったことがわかります。

農民から告発された荘官たちも一枚岩いちまいいわではなく、守護大名との関係をより強くして行こうとする高坊氏や亀岡氏、守護大名との関係よりも高野山との関係を重視していた岡氏などに分裂していました。このことが「百姓申状」に反映されていることから高坊氏や亀岡氏に対する告発の方が厳しかったようです。また、荘官の下で荘園内の軍事や警察の仕事を担当した殿原と言われた有力農民も、土地調査完了後の1396（応永3）年8月に高野山に対して誓約書を提出しています。官省符荘では、1367（正平22）年に高野山から奉行ぶぎょうを派遣していた引の池の改修を、1384（元中元）年には、村の責任において改修していることからこういった動きを読み取れます。

枡については、領主側が制定したものは別に、村々の取引に使われた市場の枡も登場しています。官省符荘では「高野政所」前に名倉市場なぐらいちばがあり、ここで使用された「名倉判枡はんます」は戦国期に民衆みんしゆうによって決められていたことが記録されています。これをモデルとした枡も荘園内で使われていたことから、当時の民衆の生活力を知ることができます。



わかやまの知識



【「御手印縁起」について】

高野山には、空海ちやうていが朝廷から認められたとする寺領みとを示した書き付けと絵図が伝えられていました。これを一般に「御手印縁起ごしゆいんえんぎ」と称しています。これには北は紀ノ川南部から東は大和国宇智郡う ち ぐん（奈良県五條市）の丹生川にゆ、西は貴志川、南は有田郡阿弓川ありだ あてがわ（有田川町）付近まで及んでいます。これは空海の開山当時の寺領を正確に示したのではなく後世の作です。いつ作成されたものかははっきりしていませんが、11世紀末ごろまでに作成されました。これが高野山から天皇家に渡り、1159（平治元）年に美福門院びふくもんいん（鳥羽上皇皇后）の手によって高野山へ寄進されたものとされています。以後、高野山の寺領を拡張するための根拠こんきよとされ、1333（元弘3）年に後醍醐天皇ごだいごによって、この縁起を承認してもらい、高野山は紀ノ川河南の地の拡大に成功しています。

これが高野山寺領の根拠として使われた最後は、豊臣秀吉とよとみひでよしの紀州攻め後の高野山領の確定で、紀ノ川北部の高野山領は取り上げられています。

* 1 名前をデザイン化したサインのこと。